

平成26年度指導監査結果・平成27年度指導監査方針等について

1 平成26年度指導監査結果概要

2 平成27年度指導監査方針

3 法人の認可事務について

I 平成26年度指導監査等の結果概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

「平成26年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成26年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人

区 分	実 施 数	対 象 数
社会福祉法人（県所管）	49	87
〃（市所管）	106	217
計	155法人	304法人

(注) 対象数は、年度当初の法人数です。（国所管除く）

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した155法人のうち、144法人に対し、1,501件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 組織運営に関するもの 523件（34.8%）

- ・ 定款の不備又は実態と乖離
- ・ 理事会の要決議事項にかかる審議が未実施
- ・ 役員報酬等の不適正な支給
- ・ 役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備
- ・ 理事会・評議員会の議事録の記録及び保存が不適切

イ 事業に関するもの 4件 (0. 3%)

- ・ 定款上の事業と実際行われている事業が不一致
- ・ 収益事業に係る会計処理が不適切

ウ 管理に関するもの 974件 (64. 9%)

うち会計処理関係 725件 (74. 4%)

- ・ 経理事務処理が不十分
- ・ 決算関係書類が不適切
- ・ 経理規程が未整備又は実態と乖離
- ・ 諸帳簿の整備が不適切
- ・ 寄附金の取扱が不適切

エ その他 249件 (25. 6%)

- ・ 運用財産等の管理が不十分
- ・ 資産総額等が未登記又は登記遅延
- ・ 苦情解決の仕組みが未整備、又は不十分
- ・ 防災対策の取り組みが不十分

② 社会福祉施設関係

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの

- ・ 苦情処理窓口が未設置等、苦情解決の体制が整備されていない。
- ・ 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等への対応が不十分である。
- ・ 給食における必要な栄養所要量の確保が不十分である。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの

- ・ 就業規則や給与規程等の諸規程と実態が乖離している。
- ・ 職員処遇において労働関係法が遵守されていない。
- ・ 消火避難訓練が不十分である。

II 平成27年度指導監査方針等

1 平成27年度指導監査実施方針

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

別添「平成27年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針」

◎ 指導監査の重点項目

① 適正な法人運営の確保

- ・理事等の選任状況
- ・理事会、評議員会の開催及び審議状況
- ・監事監査の実施状況
- ・資産管理の状況
- ・寄附金事務、苦情解決体制及び処理の状況
- ・法人情報(現況報告書)の公開状況
- ② 会計処理の適正化
 - ・現金の管理体制及び会計事務処理の状況
 - ・法人資産の外部流出の防止
 - ・契約手続きの状況
- ③ 施設運営の適正化
 - ・職員の労働条件に関する諸規定の整備状況
 - ・職員の人事管理及び健康管理の状況
 - ・第三者評価（外部評価）の実施状況
- ④ 適切な利用者援助の確保
 - ・人権侵害等に向けた取り組み状況
 - ・施設利用者から預り金の保管及び事務処理の状況
 - ・事故報告及び防止対策の状況
- ⑤ 安全対策の確保
 - ・防災体制の状況（地域と連携した防災訓練を行っているか等）
 - ・衛生管理（感染症対策）の状況

3 平成27年度の指導監査

(1) 指導監査の実施にあたっては、市と県で日程調整等を行い、出来る限り指導監査を同時に行えるように連携していきます。

(2) 県→指導監査実施一ヶ月前までに通知

法人・施設 ◎事前にチェックしてある「自己点検表」

法人既存の資料 組織機構図、規程関係（経理規程、就業規則、給与規程）、定款（写し）、法人登記事項証明書（写し）、不動産登記事項証明書（写し）、決算諸表等（前年度）

市所管法人の施設 ◎事前にチェックしてある「自己点検表」

法人既存の資料 組織機構図、決算諸表、理事・評議員名簿

法人・施設 監査実施一週間前までに福祉監査課へ各1部送付

なお、保育所関係は、監査実施10日前までに所管市町（保育行政担当課へ2部提出

(3) 市→指導監査実施一ヶ月前までに通知（通知で確認して下さい）

- 法人 ◎事前にチェックしてある「自己点検表」
 ◎法人既存の資料 組織機構図、規程関係（経理規程、就業規則、給与規程）、定款（写し）、法人登記事項証明書（写し）、不動産登記事項証明書（写し）、決算諸表等（前年度）
- 法人 監査実施一週間前までに各市法人監査担当課へ各1部送付

※事前提出資料は県のホームページからダウンロード

（県の組織＞検討の組織＞健康福祉部＞福祉監査課＞お知らせ・行政情報＞平成27年度社会福祉法人・施設指導監査の「指導監査方針等」からダウンロード願います。

4 定款変更申請の留意点について

(1) 定款変更届について

定款変更届は次の場合のみ。1部提出。

- ア 事務所の所在地の変更
- イ 資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）
- ウ 公告の方法の変更

これ以外は定款変更認可になる。軽微であるから変更届ではない。

一部の字句の修正であっても、変更認可になる。

基本財産の増加に伴う定款変更については、下記の例によることとする。

- 【例】 建物を増改築した場合は変更認可申請
 新設した場合は変更届
 地籍変更した場合は変更認可申請
 土地を新たに取得した場合変更届

(2) 理事会及び評議員会での定款変更の決議について

- ① 評議員会を設置している法人（社会福祉協議会を除く。）は、理事会より前に評議員会を開催する。（開催日時の確認）
- ② 理事会、評議員会の出席者数及び議決の人数は必要数を確保する。（理事会のみ定款に記載があれば、欠席理事の書面による表決を認めている。委任状は認められない。）
- ③ 定款変更の内容について決議されていることを明確にする。
- ④ 議事録は選出された議長及び議事録署名人によって署名又は記名押印（記名の場合は実印）する。

(3) 事業について

- ① 社会福祉事業は、原則、社会福祉法第2条に記載されている事業名で

記載する。

- ② 社会福祉事業の記載は、「〇〇の経営」とする。公益事業は「〇〇の事業」、収益事業は「〇〇業」と記載する。
- ③ 介護保険の事業については、老人福祉法で規定される事業のみが社会福祉事業となる。介護保険の事業名では定款に記載しない。
- ④ 介護老人保健施設については、無料又は低額介護老人保健施設利用事業のみ社会福祉事業である。そうでない介護老人保健施設は公益事業である。
- ⑤ 次の事業以外の事業を行う場合は評議員会を設置する必要がある。
 - ア 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
 - イ 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）
 - ウ 介護保険事業
- ⑥ 公益事業及び収益事業を追加する場合は、新たに公益事業の章及び収益事業の章を定款に追加する場合は、（資産の区分）の条文を変更する必要がある。
- ⑦ 事業に係る定款変更認可後、必ず登記の変更をする。
- ⑧ 新たに事業の指定等を受ける時は定款変更を先にする。

(4) 基本財産について

- ① 定款への基本財産の記載について、土地は1筆ごとに所在、地番、面積を、建物は、所在地、構造、床面積を不動産登記事項証明書の記載にあわせ記載する。使用用途も記載する。
- ② 不動産使用証明を受け、保存登記後、速やかに定款変更をする。
- ③ 基本財産に追加する際は、民間金融機関等の抵当権を設定しない。

(5) 理事及び評議員について

- ① 理事の定数を変更すると、特殊関係の人数の変更が必要になる場合がある。

評議員設置の場合は、評議員の定数（理事定数×2+1以上）を確認する必要がある。

- ② 理事、評議員を増員する場合、認可日からの増員となるため、他の理事、評議員の任期とずれる場合がある。任期を同時に満了するには附則に記載する。

「平成〇年〇月〇日付の定款変更に伴い増員された理事〇名の任期は、

定款第○条の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。」

- ③ 評議員会を新たに設置する場合、定款に「評議員及び評議員会」の章を設けるだけでなく、第7条（役員を選任等）、第11条（監事による監査）の規定も変更する必要がある。

(6) その他

定款変更をする際は、理事会等にはかかる前に事前に所轄庁に記載内容について、確認する。定款の記載内容に不備があると認可できない。

なお、定款変更認可申請書の記載は、別添記載例によること。

2 基本財産処分及び担保提供承認について

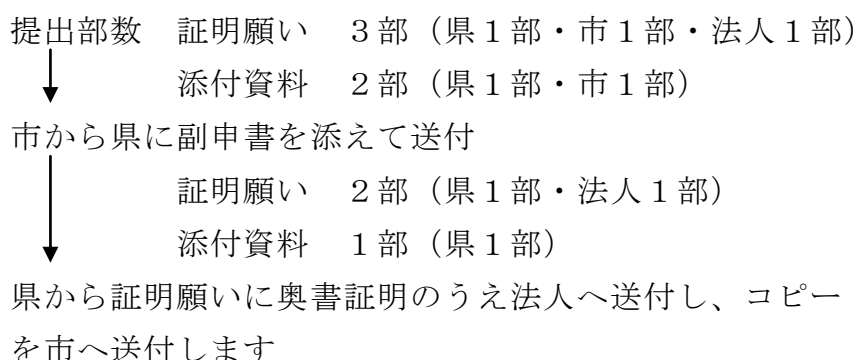
- ① 基本財産から運用財産に替える場合も処分承認の手続きが必要。使用しなくなった土地、建物は運用財産にする。
- ② 県、市町から道路の拡幅工事に伴い施設の敷地の一部を譲渡する場合も基本財産処分となる。事前承認が必要。
- ③ 新設の建物等を担保に供する場合は、担保提供承認をする前に、定款変更をして基本財産に加える。
- ④ 根抵当権を設定することは認めていない。

4 不動産使用証明について

- ① 「所在」欄は、土地と建物の記載内容が異なるので注意する。
土地 ○○市○○町 建物 ○○市○○町○○番地
- ② 「具体的用途」欄は社会福祉事業であることが確認できる記載とする。
社会福祉事業に供することが確認できない場合は証明をしていない。
職員駐車場は証明をしていない。

2 登録免許税にかかる不動産使用証明については、下記の要領で行います。

※事務の流れ→市を経由して県に提出してください。



- ◎ 特殊関係に関する申立書を役員改選時に徴するよう、法人において徹底してください。（様式例は申請ハンドブック参照）
- ◎ 法人役員の欠格事項に該当しないことの申立書を役員改選時に徴するよう、徹底してください。（様式例は申請ハンドブック参照）

別添

(記 載 例)

別紙様式1

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	三重県津市広明町13番地	
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん まるまるふくしかい 社会福祉法人 ○○福祉会	
	代表者の氏名	理事長 三重太郎 (印)	
申請年月日			
	内 容	理 由	
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	(目的) 第一条 (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホーム○○園の 設置経営 (ロ) 特別養護老人ホーム△△苑の 設置経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業(○○ 園) (ロ) 老人居宅介護等事業(○○園) (ハ) 障害福祉サービス事業(居宅 介護・重度訪問介護 ○○事 業所) (ニ) 障害福祉サービス事業(短期 入所 △△園) (経営の原則) 第三条 この法人は、社会福祉事業の 主たる担い手としてふさわしい事 業を確実、効果的かつ適正に行うた め、自主的にその経営基盤の強化を 図るとともに、その提供する福祉サ ービスの質の向上並びに事業経営 の透明性の確保を図るものとする。	(目的) 第一条 (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (削除) (ロ) 保育所の経営 (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 (経営の原則) 第三条 この法人は、社会福祉事業の 主たる担い手としてふさわしい事 業を確実、効果的かつ適正に行うた め、自主的にその経営基盤の強化を 図るとともに、その提供する福祉サ ービスの質の向上並びに事業経営 の透明性の確保を図り、もって地域 福祉の推進に努めるものとする。	定款準則に準拠した事業 記載の変更 ・(イ)と(ロ)を事業種 類で統一 ・事業の廃止 ・事業種類の追加 ・(ハ)と(ニ)を事業種 類で統一
	(理事会) 第九条 この法人の業務の決定は、理 事をもって組織する理事会によっ て行う。ただし、 <u>日常の軽易な業務</u> は理事長が専決し、これを理事会に 報告する。	(理事会) 第九条 この法人の業務の決定は、理 事をもって組織する理事会によっ て行う。ただし、 <u>日常の業務として</u> <u>理事会が定めるものについては理</u> <u>事長が専決し、これを理事会に報告</u> <u>する。</u>	定款準則の一部改正に伴 う条文の変更 定款準則の一部改正に伴 う条文の変更

	変更する項、(号)の単位で記載 内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	<p>(評議員会の権限) 第〇〇条 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。</p> <p>(資産の区分) 第一八条 (1) 土地 (イ)～(ハ)…(略)</p> <p>(2) 建物 (イ)・(ロ)…(略)</p> <p>(基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には三重県知事の承認は必要としない。</p> <p>(公告の方法) 第二六条 この公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。</p>	<p>(評議員会の権限) 第〇〇条 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(資産の区分) 第一八条 (1) 土地 (イ)～(ハ)…(略) <u>(ニ)三重県〇〇市●●町三丁目〇番所在の保育所〇〇保育園敷地 一筆(〇〇〇平方メートル)</u></p> <p>(2) 建物 (イ)・(ロ)…(略) <u>(ハ)三重県〇〇市●●町三丁目〇番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根〇階建保育所〇〇保育園園舎 一棟(延〇〇〇.〇〇平方メートル)</u></p> <p>(基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。 <u>(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</u> <u>(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</u></p> <p>(公告の方法) 第二六条 この公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、<u>官報又は新聞</u>に掲載して行う。</p>	<p>定款準則の一部改正に伴う条文の変更</p> <p>土地の新規取得</p> <p>建物の新規取得</p> <p>定款準則の一部改正に伴う条文の変更</p> <p>定款準則の一部改正に伴う条文の変更</p>

平成27年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針

三重県における社会福祉法人・施設等の指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」に則り、三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱第2条に基づき、次の事項に留意し実施することとする。

（1）社会福祉法人の指導監査について

- ① 社会福祉法人の指導監査は、法人運営における関係法令の遵守状況や外部監査の実施、施設・事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、実地監査を4年に1回にするなどの取り扱いをする一方、法人運営に問題が発生した場合、または利用者等の関係者からの通報や苦情等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、随時指導監査を実施する。

このことにより、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に指導の重点化を図り、より効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。

- ② 関係市との情報の共有や日程調整など連携を密にして、効率的、効果的な指導監査を実施する。

（2）施設等の指導監査について

- ① 施設等の指導監査は、適正な運営を確保する見地から、利用者の処遇面、職員の勤務条件、経営面、施設設備等事業運営全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならない。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに配慮する。

- ② 施設の指導監査は、介護保険事業及び障害福祉サービス事業の実地指導と連携して実施する。

（3）改善が講じられない社会福祉法人に対する指導

社会福祉法人等の指導監査等において見受けられた不適切事項については、継

続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況について確認のため再調査を実施する。

また、是正改善が図られない場合は、事業担当各課との調整会議を活用し組織的対応を行うとともに、随時指導監査を実施するなどにより指摘事項の改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行う。

なお、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合は、特別監査を実施するとともに、「社会福祉法人等に対する適正化措置事務処理要領」に基づき厳正に対処し、社会福祉法第56条の改善命令や業務停止命令等を適用することとする。

指 導 監 査 の 重 点 項 目

(1) 法人運営関係

- ① 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。
- ② 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員を選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。
- ③ 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組を積極的に推進しているか。
特に、地域の防災拠点として、市町から福祉避難所の指定を受けるとともに、市町や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。
- ④ 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法第40条に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。
- ⑤ 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。
- ⑥ 社会福祉協議会にあっては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
- ⑦ 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の業務内容及び財務等に関する情報をはじめ役員及び評議員の氏名、役職等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネットを活用して公表しているか。

(2) 施設整備関係

- ① 施設整備に係る資金計画が適切であり、また、その資金計画の履行が適切に行われているか。特に、寄附金にかかる資金計画については、その履行が確実に行われているか。
- ② 施設建設工事に係る契約手続については、三重県が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われているか。また、一括下請負契約をしていないか。
- ③ 建設請負業者等から、共同募金会の指定寄附ではない方法により多額の寄附を受けていないか。
- ④ 入札を行う場合に、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、3親等以内の姻族を除く。）を立ち合わせているか。
また、補助事業による施設整備にあたっては、地元の市町職員の立ち会いを求めているか。

（3）施設等運営関係

- ① 会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制組織が確立されているとともに、会計諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われているか。
また、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制が整備されているか。
- ② 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法によっているか。
- ③ 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該年度内に限られているか。
なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付が行われていないか。
- ④ 法人理事長等が社会福祉法人以外の事業を営んでいる場合、資金が混同されていないか。
- ⑤ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。
- ⑥ 利用者負担金等の現金の取扱いにあたっては、施設長または会計責任者が日々の現金と出納帳との照合を行うなど、現金管理体制が確立されているか。
- ⑦ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額なものとなっており、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題はないか。
- ⑧ 施設利用者からの預り金の適切な管理及び処理を徹底しているか。

（4）施設利用者等の処遇

- ① 施設利用者の処遇は、利用者のおかれている個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切かつ効果的に行われている

か。

また、施設利用者の人権等について、職員研修の充実を図るなど、身体拘束、虐待等の発生防止に努めているか。

- ② 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであることから、相互の円滑な人間関係が確保されるよう努めているか。
- ③ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮がなされているか。特に、給食については栄養、カロリーが確保されているか。
- ④ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用していないか。

また、施設利用者からの預り金の保管及び事務処理等が適正に行われているか。

- ⑤ 障害者支援施設等の施設利用者には作業指導、機能訓練等を行う施設にあっては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われているか。

また、この場合、作業設備の機械化等に伴う事故の防止対策が十分なものとなっているか。

- ⑥ 児童養護施設にあっては、入所児童の意志表明の機会の確保、懲戒権の濫用の禁止等の入所者処遇が適切に行われているか。
- ⑦ 苦情を受け付ける窓口や第三者委員の配置などお苦情解決体制が整備されているか。また、福祉サービス利用者への周知を図り、苦情に対し適切な解決に努めているか。
- ⑧ 特別養護老人ホームにあっては、三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針を遵守しているか。

(5) 安全対策

- ① 火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等が十分に行われ、非常災害の際の利用者の安全対策が確保されているか。
- ② 地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との十分な連携を図るとともに、地域の防災訓練等にも参加するなど災害発生時の対応が確保されているか。

(6) その他

- ① 法人印及び代表者印の管理が厳正に行われているか。
- ② 感染症の予防対策が適切に行われているか。

制度改革の内容

経営組織の在り方の見直し

- 理事会による監督強化
- 評議員会による監督強化
- 評議員会と役員及び職員の兼任禁止
- 役員の責任明確化
- 理事の親族の関与制限
- 監事の権利と義務の明確化
- 会計監査人設置の義務付け
- コンプライアンス確保の体制

運営の透明化の確保

- 役員報酬総額の現況報告書への記載追加
- インターネットを利用した公開義務付け
- 開示書類の追加(定款、事業計画書、役員報酬基準、現況報告書)

適正かつ公正な支出

- 役員報酬基準の作成および公表
- 役員報酬の定款又は評議員会承認事項
- 関係者への利益供与の禁止
- 外部監査の活用

地域における公的な取り組みの状況

- 支援を必要とする者に対するの無償低廉な福祉サービスの提供

内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

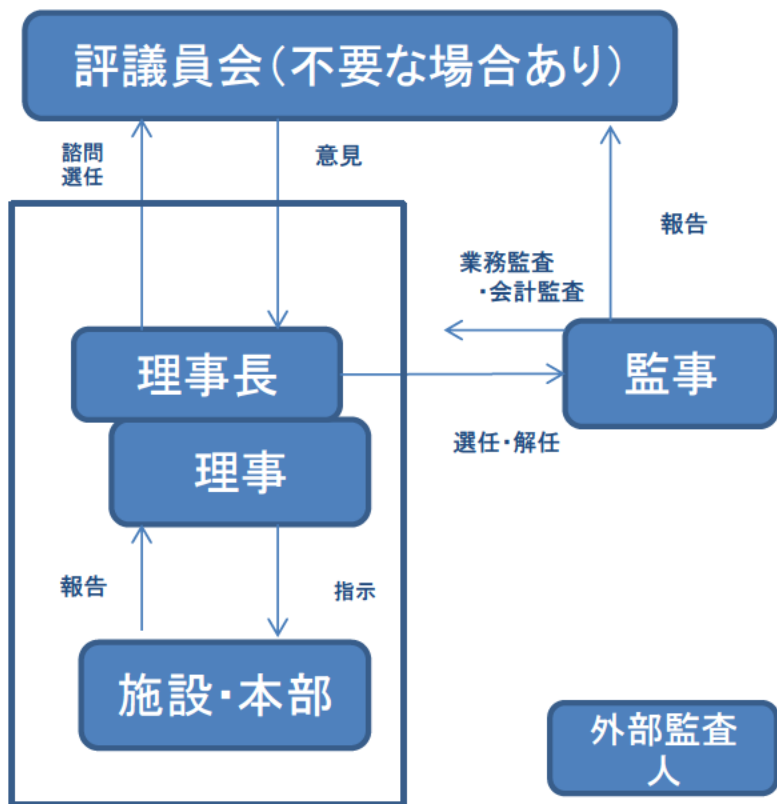
- 内部留保の明確化
- 地域協議会の活用等による再投下計画の策定
- 再投下計画の所轄庁による承認

その他

- 行政の役割と関与の在り方
- 合併の法整備
- 退職手当共済制度・合算制度の見直し 他

イメージ図

従 来



今後 (平成29年4月1日施行)

地域協議会

